

外国人の方が退職し出国される場合の手続き等について

市民税・県民税・森林環境税の一括徴収 及び納税管理人の選任にご協力ください

住民税について

住民税(市民税・県民税)及び森林環境税の特別徴収の対象となっている外国人の方が退職等により出国し、特別徴収できなくなる場合、可能な限り最後の給与から未徴収税額を一括徴収していただくようお願いします。

また、1月2日以降に出国する場合、翌年度も住民税が課税される場合があります。

このことから、未徴収額を一括徴収できない場合や、1月2日以降に出国する場合、納税者は、本人の代わりに住民税の納税を行う納税管理人を定める必要がありますので、納税管理人の選任についてご協力いただきますようお願いいたします。

詳細は、総務省ホームページをご参照ください。



総務省 HP「外国人の方の個人住民税について」

納税管理人について

納税管理人とは、納税義務者に代わり納税に関する一切の手続き等(納税通知書の受領、納税、還付通知の受領、還付金の受領など)を行う方をいいます。

納税管理人になれる方は、独立した生計を営む個人または事業所を有する法人であり、親族関係は問いません。納税管理人を指定する際は、「納税管理人(変更)申告書」をご提出ください。

なお、納税管理人は納税義務を負うものではありませんが、納付がないと納税義務者本人が滞納処分を受け、在留期間の更新申請などが許可されないことがあります。

退職した外国人の従業員が引き続き市内に住所・居所を有する場合には、納税管理人の届出は必要ありませんが、後日送付される納付書でご本人が納付する必要がある旨をご説明いただきますようお願いいたします。

【提出/問い合わせ先】

大船渡市 総務部 税務課 市民税係
TEL:0192-27-3111(内線 154)

届出等に係るイメージ

- 個人住民税額の未徴収額を最後に支払う給与から一括徴収できるとき
→出国前に一括徴収する必要があります。

〈例：個人住民税額が年間 12,000 円の場合〉

徴収済み(円)								出国	未徴収(円)			
6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分		2月分	3月分	4月分	5月分
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		1,000	1,000	1,000	1,000

事業者

⇒ 未徴収額 4,000 円を「一括徴収」
併せて給与支払報告に係る給与所
得者異動届出書を提出

一括徴収が可能

※ 地方税法により、1月1日から5月31日までに退職等をする場合、
未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

※ 1月1日から5月31日以外の期間に退職する場合であっても、最
後の給与から未徴収額を引き取り可能且つ出国される方の了承
を得ているときは一括徴収することができます。

- 個人住民税額の未徴収額を最後に支払う給与から一括徴収できないとき
翌年度の納税通知書が送付される前に出国するとき
→出国前の納税管理人選任についてご協力をお願いします。

〈例：個人住民税額が年間 120,000 円の場合〉

徴収済み(円)								出国	未徴収(円)			
6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分		2月分	3月分	4月分	5月分
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000	10,000	10,000

〈具体例〉

- ・最後の給与よりも一括徴収額が大きい場合
- ・一括徴収することにより帰国等に支障が生じる場合
- ・給報を提出したが、翌年度の納税通知書が送付され
る前に出国する場合

一括徴収が不可能

- ・出国される方 ⇒ 納税管理人を定め、「納税管理人(変更)申告書」を提出
- ・納 税 管 理 人 ⇒ 税務課より住民税額をお知らせしますので、出国する方から事前に必要税額を預かっ
ていただき、納付書が届き次第納付
※税額が分からない場合、大船渡市税務課まで問い合わせ願います。
- ・事 業 者 ⇒ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書を提出